

第3回 枚方市教育委員会定例会（第2日） 会議録

開会	令和3年3月19日午後1時00分		閉会	令和3年3月19日午後2時35分	
日程番号	議案番号	案 件			結果
1	議案第42号	枚方市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正について			可決
2	議案第43号	枚方市学校規模等適正化実施プランの策定について			可決
3	議案第44号	令和3年度学校園の管理運営に関する指針について			可決
4	議案第45号	枚方版ICT教育モデルについて			可決
5	議案第46号	枚方市交通災害遺児奨学金条例施行規則等の一部改正について			可決
6	議案第47号	枚方市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について			可決
7	議案第48号	枚方市学校運営協議会規則の一部改正について			可決
構 成 員	教 育 長	奈良 渉	構 成 員	教 育 委 員	谷元 紀之
	教 育 委 員	神田 裕史		教 育 委 員	橋野 陽子
	教 育 委 員	近藤 孝		/	
説 明 員	教 育 監 (教育行政担当)	奥 誠二	説 明 員	教 育 政 策 課 長	山下 恵一
	教 育 監 (学校教育担当)	岩谷 誠		学 校 安 全 課 長	畑中 徹
	総 合 教 育 部 長	前村 卓志		教 育 支 援 推 進 室 課 長 (学事保健担当)	石田 英生
	学 校 教 育 部 長	狩野 雅彦		教 育 支 援 推 進 室 課 長 (児童生徒支援担当)	栈敷 勝
	子 ども 未 来 部 長	杉浦 雅彦		教 育 指 導 課 長	嶋田 崇
	総 合 教 育 部 次 長	新内 昌子		教 育 研 修 課 長	鈴木 秀和
	学 校 教 育 部 次 長 兼 総 合 教 育 部 副 参 事	藤丸 知子		公 立 保 育 幼 稚 園 課 長	松下 秀人
	学 校 教 育 部 次 長 兼 教 育 支 援 推 進 室 長	千原 正敏		記 録	教 育 政 策 課 課 長 代 理
				傍聴の人数	1人

○奈良教育長 開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。

前村総合教育部長。

○前村総合教育部長 委員の出席状況について報告します。

本日の会議は全員出席です。

以上、報告を終わります。

○奈良教育長 報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただいまから、令和3年第3回枚方市教育委員会定例会第2日を開会いたします。

本日は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、職員のマスク着用や空調と換気の併用、1時間ごとに5分程度の換気休憩などの対策を講じながら、進行させていただきます。

それでは、日程7、議案第42号「枚方市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正について」を議題とします。

説明を求めます。

杉浦子ども未来部長。

○杉浦子ども未来部長 それでは、議案第42号、枚方市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正につきまして、ご説明いたします。

議案書の16ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第12号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

この度の改正は、蹉跎西幼稚園を廃止することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、18ページの新旧対照表をご覧ください。

ページの右側の下段、現行の別表第2に、3年保育を実施しない幼稚園として、枚方市立蹉跎西幼稚園の名称と、5歳児の定員を定めておりましたが、別表第2、全てを削除するものでございます。

恐れ入りますが、17ページにお戻りください。

ページ下段の附則でございますが、本規則は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、議案第42号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○奈良教育長 これから質疑に入ります。

質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はありますか。

討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程 8、議案第 43 号「枚方市学校規模等適正化実施プランの策定について」を議題とします。

説明を求めます。

前村総合教育部長。

○前村総合教育部長 ただ今、上程いただきました議案第 43 号、枚方市学校規模等適正化実施プランの策定につきましてご説明いたします。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第 2 条第 1 項第 1 号の規定に基づき教育委員会の議決を求めるものでございます。

令和 2 年 2 月に文教委員協議会でご報告した枚方市学校規模等適正化実施プラン（案）について、このたび中宮北小校区の条件とされていたプラン策定前の保護者説明会が実施できたことから、高陵小と中宮北小の学校統合の具体的な方策や実施時期などを定めた「枚方市学校規模等適正化実施プラン」を策定するものです。

次に、内容については、枚方市学校規模等適正化実施プラン（案）で要点についてご説明させていただきます。

4 ページをご覧ください。

高陵小学校と中宮北小学校の学校統合の取り組みについての経過を記述しております。

5 ページをご覧ください。

上段の枠には高陵小、中宮北小の実施方策として両校は学校統合し、統合校は高陵小学校敷地に置くこと、校舎の耐力度調査を踏まえ、建替えを行うこと、また、建替えの間、現中宮北小学校を使用し、その時点を学校統合とすることについて記載しております。また、中段には、高陵小学校を統合校敷地とする主な理由として 3 点示しております。また、最下段には、今後、新しい学校づくり協議会を設置し、統合に関する諸課題を協議・検討する旨を記載しております。

次に、6 ページをご覧ください。

(3) には、統合校の目指す学校像を示しております。これらの骨子に基づき、新しい学校づくり協議会において協議・検討し、具体化を図ってまいります。

(4) においては、中宮北小学校の跡地活用について、今後、両校の地域や保護者の意見を聞きながら検討していく旨を記載しています。

(5) 実施時期として、新しい学校づくり協議会を本年 4 月に発足し、予定通り令和 4 年 4 月に現中宮北小学校敷地において学校統合を行っていく考えです。なお、高陵小学校敷地における新しい学校の建替え工事完了後、令和 8 年 4 月までに新設統合校に移転できるよう、目標として取り組んでまいります。

8 ページをご覧ください。

現在の高陵小、中宮北小を両校が学校統合した直後の学校規模を示しています。

また、実施プラン策定後、速やかに新しい学校づくり協議会を発足したいと考えています。新しい学校づくり協議会は、地域や保護者をはじめ、学校や教育委員会の代表者で構成し、新しい学校づくりのための諸課題を協議・検討するものです。

資料 2 には、新しい学校づくり協議会の概要について、イメージとして添付しておりますの

でご参考いただきますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、議案第43号のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○奈良教育長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

橋野委員。

○橋野委員 今年度の保護者説明会で出たご意見をお伺いします。

○奈良教育長 畑中学校安全課長。

○畑中学校安全課長 これまで地域と協議をしてきた結果、大きく5点のご意見がありました。

「児童数だけを重視するのではなく、特色のある学校づくりを目指すこと。」・「高陵小学校の法面の点検を欠かさず行うこと。傾斜地のすぐ横に建てないこと。」・「コミュニティの活動について、両校区の統合には時間を要するので、一定の猶予を設定すること。」・「跡地利用について、校区の住民の声を聞きながら計画策定すること。」・「何よりも安全な通学路の確保を行うこと。」などのご意見がありました。

○奈良教育長 他に質疑はありませんか。

谷元委員。

○谷元委員 5ページの「(2) 実施方策」の枠の中に「校舎等を建替えし、より魅力的な学校にする。」とあります。建替えになった経過について、改めて説明をお願いします。

○奈良教育長 畑中学校安全課長。

○畑中学校安全課長 高陵小学校の校舎の老朽度を数値化する耐力度調査結果において、長寿命化だけでなく、建替えに伴う国庫補助金を受けることができるため建替えを行うとしております。

○奈良教育長 他に質疑はありませんか。

神田委員。

○神田委員 6ページの「(3) 統合校の目指す学校像(骨子)」として、教育環境、安全・防犯・防災、地域連携の3観点が挙げられておりまして、どれも重要な事項だと思っております。その中でも、教育環境では「地域の特色を生かし、近隣大学と連携を図り、より英語教育に力を入れた教育環境づくり」とあります。もう少し具体的に説明をお願いします。

○奈良教育長 畑中学校安全課長。

○畑中学校安全課長 高陵小学校の敷地におきましては、関西外国語大学と隣接しておりますので、関西外国語大学といかに連携を取っていくか、今後、地域の特性を活かした中で、魅力ある学校づくりを行う一つの手法としていきたいと考えています。

また、環境配慮につきましては、環境負荷の低減や自然の共生などを考慮した太陽光発電・高効率の照明・建物の断熱材などの整備をしていきたいと考えています。

また、ICT環境につきましても、校内において児童のタブレット利用が効率的・効果的に進むようにWi-Fi環境などのさらなる充実、普通教室への大型テレビの設置など、教育の環境づくりをさらに進めていきたいと考えております。

○奈良教育長 他に質疑はありませんか。

近藤委員。

○近藤委員 「統合校の目指す学校像」ということで、意見を述べさせていただきます。

この新設の統合校が、全国から注目される学舎であり、ワクワクする小学校として、児童や地域のみなさまの校区におけるシビックプライドの醸成に繋がることを強く願います。現状、教育ニーズ、防災ニーズからのコンセプトを明確にした意思が十分設計図書に反映されるよう、重ねてよろしく願いたします。

○奈良教育長 他に質疑はありませんか。

谷元委員。

○谷元委員 意見を言わせていただきます。

子ども、保護者、地域の人たちが、新しい学校をイメージできるよう、今、近藤委員もおっしゃいましたが、わかりやすいコンセプトを新しい学校づくり協議会から提案してもらいたいと思います。

例えば、私見ですが、全体コンセプトとして校舎をイメージできる「安らぎに包まれ、見晴らしを生かした校舎」、廊下、階段、教室、図書室などがイメージできる各セクションのコンセプト、体育館、中庭、運動場をイメージできるよう、例えば「子どもの笑い声がこだまする運動場」、Society5.0を意識したICT環境とSDGsを考えたコンセプトなど未来に期待が持てるような提案をしてもらえればと思います。

そして枚方の教育理念である「夢と志を持ち、可能性に挑戦する“枚方の子ども”の育成」を目指した新しい学校づくりをよろしく願いたします。

○奈良教育長 他に質疑はありませんか。

橋野委員。

○橋野委員 統合校が再来年度からということで、「(3) 統合校の目指す学校像」の※に「より英語教育に力を入れた」とありますが、来年度1年間で小小連携や交流の場を設けていただき、学校間の差を少しでも埋めておいて欲しいと思います。

また、小学生が中学校へと上がる時もよくあることですが、新しいお友達と出会うと楽しい事も多くありますが、トラブルも増えてきます。自分達で乗り越える力も大切ですが、児童に寄り添って、個々に応じた対応と一緒に課題として乗り越えて解決が出来るような教職員の人事配置を、お願いしたいと要望とさせていただきます。

○奈良教育長 他に質疑はありませんか。

神田委員。

○神田委員 6ページ「(4) 中宮北小学校の跡地活用」とあります。ここに少し概略を書いています。これについて説明をお願いします。

○奈良教育長 畑中学校安全課長。

○畑中学校安全課長 現在、市長部局で公共施設マネジメント推進委員会において、中宮北小学校の跡地活用の検討部会を立ち上げ、今後その用途について検討していきます。今後、市有施設の集約化を念頭に、民間活力も取り入れながら、その手法について検討していきます。

○奈良教育長 神田委員。

○神田委員 本実施プランについて、意見を4点述べたいと思います。

1点目ですが、新しい学校づくりには、ソフト面の教育内容、ハード面の校舎等の施設とありますが、各委員の質問からその概要を説明していただきました。

実施時期で統合校開校日は令和4年4月1日となっています。これから精力的に取り組んでいただき、新しい学校の教育内容や学校施設のイメージ図や平面図などを示していただき、子どもたちや保護者、地域の方々により理解していただくようお願いいたします。

2点目は、新しい学校の教育内容については、英語教育やICT教育など、枚方市のモデル校となるような取組が推進できるようにお願いします。

新しい学校の施設は、教育内容と関連を図り、子どもたちが毎日、わくわくして登校できるような設計をお願いします。そのために参考となる学校の視察もされたらと思います。

3点目は、教育課程の計画・実施については、令和4年4月開校に向けて、令和3年度から両校に新しい学校づくりの合同委員会を設置し、教育委員会が指導・助言をお願いします。

4点目は、両校の新しい学校づくりには、来年度から5年間という期間ですが、来年度から設置される新しい学校推進室が担当となります。教育委員会が一体となり英知を結集していただき、両校の子どもたち、保護者、地域の人々だけでなく、枚方市の誇れる学校となりますようお願いいたします。

○奈良教育長 他に質疑はありませんか。

これをもって質疑を終結します。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程9、議案第44号「令和3年度学校園の管理運営に関する指針について」を議題とします。

説明を求めます。

狩野学校教育部長。

○狩野学校教育部長 ただ今、上程いただきました議案第44号、令和3年度学校園の管理運営に関する指針について、ご説明いたします。

本件につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第1号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。

「学校園の管理運営に関する指針」の内容をご説明する前に、本年度の指針作成の留意点としまして、「第五次枚方市総合計画」、令和2年3月に改訂された「枚方市教育大綱」と、令和2年9月に計画見直しが行われた「枚方市教育振興基本計画」の内容を踏まえ作成しています。それに伴い、「枚方市教育振興基本計画」と同様に、基本方策8から10まで今年度、加筆いたしました。

加えて、令和3年度から平成29年告示の学習指導要領が全面実施されることから、その趣旨や内容を踏まえつつ学校園の重点課題の解決に向けて、教育委員会の方向性を明確に示すことに留意し、作成しております。

別冊の「令和3年度 学校園の管理運営に関する指針」(案)をご覧ください。

この「指針」は、文部科学省の「学習指導要領」等、国の動向や大阪府教育委員会が作成しました「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」等の内容を踏まえ、市立学校園に対する指導・助言の基本方針として示しているものです。

以上のことに鑑み、①学習指導要領の全面実施を踏まえ、授業改善や学習評価の取組を進めていくという観点。②国が打ち出した「GIGAスクール構想の実現」のもと、1人1台配備されたタブレット端末の効果的な活用を進めていくという観点。③教職員の人権感覚や人権意識の育成等、教職員の資質・能力の向上に向けた取組を進めていくという観点。④幼児・児童・生徒の人権尊重、生徒指導、という枚方市が抱える課題解決に向けた取組を充実していくという観点。これらの観点に、令和2年度の取組を踏まえ、変更・追加をしております。

それでは、1ページの「はじめに」から順に説明をさせていただきます。

「はじめに」の第1・第2段落は、新型コロナウイルス感染症による様々な対応が必要だった令和2年度を踏まえ、学校教育ならではの学びの大切さと、学習指導要領の全面実施を踏まえ、急激に変化する時代の中で、学校教育が子どもたちに育むべき資質・能力について記載しております。

第3・第4段落では、特に学習指導要領で示されている学校教育における家庭・地域との連携や、学校の教育活動の質の向上をはかるカリキュラム・マネジメントの確立について記載しております。また、令和3年1月に示されました、2020年代を通じて実現すべき、全ての子どもたちの可能性を引き出す「令和の日本型学校教育」の内容を踏まえ、記載しました。

第4段落は、大阪府の動きを、第5段落以降は、本市の教育について記載しております。

その中で、第5段落をご覧ください。

本指針では、「教育委員会と学校園が一体となって、本市の教育を推進していくために、基本となる方針や取組の重点について定める。」としております。

具体的には、続く第6段落において、学習指導要領の全面実施を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、各学校園において取組を進めることを最優先の課題とするとともに、引き続き、授業や単元のゴールを明確にした授業づくりの推進、1人1台配備されたタブレット端末を効果的に活用した学校教育の質の向上、各学校の校内研修・小学校におきます学年会・中学校におきます教科会の内容の更なる充実を図り、教職員の指導力を向上させ、子どもたちの確かな学力と自立の力を育むこと。また、豊かな人間性や健やかな体を育むために、教育環境の充実をはかること。「学校における働き方改革」について、組織的・計画的に進めていくこと。第7段落では、多様化する人権課題に対し、自分事として感じ、考えることができるよう人権教育に取り組むこと。いじめの未然防止と体罰の根絶について、引き続き取り組んでいくこと。教職員の倫理観や規範意識を高め、保護者・地域から信頼される学校園を築くことを記載しております。

最後に、「各学校園は、校園長のマネジメントのもとに、家庭や地域と連携しながら、常に『子どもたちが生き生きと学ぶことができる学校園づくり』ということを考え、本指針に基づき、積極的かつ特色ある取組を展開する。」と結んでおります。

続きまして、「教育振興基本計画」の抜粋を掲載しております。

続く5、6ページでは、枚方市の教育理念が示された枚方市教育大綱を掲載しています。

そして7ページでは、「枚方市教育振興基本計画」より「5つの重点的に進める取組」を

抜粋し、掲載しました。

次に「具体事項」における主な変更箇所についてご説明いたします。

8ページの「1. 学校園運営体制について」をご覧ください。

「1. 学校運営体制について」の「学校園運営組織の確立」の（7）について、「5つの重点的に進める取組」にも記載がある学校園のガバナンスの確立について加えました。

11ページ「2. 学習指導について」をご覧ください。

「基本的な方向性」として、GIGAスクール構想に基づき配備された1人1台のタブレット端末等のICTを効果的に活用することで、学習の基盤となる資質・能力の育成を図ることを記載しています。

最重要課題では、1つ目として、授業改善に向けた取組を、タブレット端末を効果的に活用しながら、組織的に推進すること。2つ目として、教育活動の質の向上を推進するために、教科等横断的な視点で資質・能力の育成をはかることができるよう、カリキュラム・マネジメントの確立について記載しています。この点につきましては、4つ目に示されています「情報活用能力」の育成についても同様であり、今年度作成した「枚方版ICT教育モデル」を活用することをあわせて記載しました。3つ目の最重要課題は、中学校での学習指導要領の全面实施を踏まえ、今まで以上に育成が求められる英語によるコミュニケーション能力について記載しています。

12ページをご覧ください。

「教育課程」の（3）について、カリキュラム・マネジメントの視点から、より効果的な教育活動を行うために、これまでの教育課程の改善を意識することを加えました。（8）では、教科等横断的な学習によって育成される資質・能力を問う「大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）」が次年度より実施されることを踏まえ、加筆しています。

14ページをご覧ください。

「情報活用能力の育成」の（23）から（28）については、情報モラルの育成も含めた情報活用能力について、効果的にタブレット端末を活用し育成をすることができるよう、授業づくりや組織体制の構築に加え、具体的な国や市の実践事例集等を記載しています。

15ページをご覧ください。

「教科・領域等の指導」の（33）については、地域の教育資源の活用を通して、身近な地域・社会の課題について取り扱うことを加えました。また、この場面においてもタブレット端末を活用し、情報活用能力の育成について記載しています。

16ページをご覧ください。

「環境教育」の（42）持続可能な社会の構築のために掲げられているSDGsについて加えました。

「4. 道徳教育について」ご説明申し上げます。

23ページをご覧ください。

「道徳科の指導」の（3）では、評価について、特に個々の内容項目ごとでなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価にすることを加えました。

続きまして、24ページの「5. 人権教育について」、「基本的な方向性」として、これまで、「計画的・総合的に推進する」とありましたが、より推進することとして、「一層」とい

う文言を付け加えました。また、生徒指導において、SNS等、子どもたちに身近にあるインターネット上でのトラブルも生起していることから、この点についても留意して指導をする必要があるため、付け加えています。

最重要課題の2つ目について、全国的に新型コロナウイルス感染症に感染された方や濃厚接触者、医療従事者等に対する差別・偏見と捉えられる言動が生起していることがあり、これらについては許されることではないことから、明記する必要があるため、付け加えました。

25ページ「児童虐待の防止」についてご覧ください。

(8) 子どもが抱える課題として、不登校や児童虐待に加え、子どもの貧困についても明示されていること、また、虐待の疑いでも、通告をする義務があることから早期対応の文言を付け加えました。さらに、専門家や関係機関との連携は不可欠であることから、付け加えました。

(11) 要保護児童対策地域協議会に登録されている子どもにおいても、関係機関は直接見守りをしているわけではありません。日常的に子どもの変化等に気づきやすいのは学校の教職員でもあるため、付け加えました。また、一時保護を解除されたとしても、見守り等を継続する必要があります。日常的に子どもの変化等に気づきやすいのは、学校の教職員でもあるため、付け加えました。

26ページ「ジェンダー平等教育の推進」についてをご覧ください。

タイトルについて、ジェンダーとは、「生物学的な性別に対して、社会的・文化的につくられる性別のこと」であり、SDGsにおける表記など近年の世界的な潮流や、性のあり方は多様であることを踏まえ、文言を変更しました。

29ページ「6. 健康教育について」をご覧ください。

「基本的な方向性」として、子どもたちが抱える多様な健康課題の中でも、特に、アレルギー疾患、熱中症、感染症、食中毒は、予防が可能であり、また、発症時、迅速かつ適切に対応することが求められていることから、付け加えました。

「最重要課題」では、新型コロナウイルス感染症の流行により、感染症への危機管理及び予防対策が必要であるため、全面的に新たに付け加えました。

30ページ「取組事項」の「食育」をご覧ください。

(5) 食に関する指導は、全ての教職員が、日常的に行うことが可能であり、健康保持増進や、体力の向上等において、学校の教育活動全体で、系統性をもって、横断的に取り組む必要があることから、付け加えました。

31ページ「健康教育」の(10) ICT機器等の活用による児童生徒の健康への影響も理解した上で、取り組む必要があるために、新たに付け加えました。

(13) 学校給食における衛生管理・食中毒予防については、学校給食を実施している全小中学校で取り組む必要があることから、新たに付け加えました。

(14) 新型コロナウイルス感染症の流行により、これまでの生活を見直し、感染症対策を踏まえた上で学校生活を送る必要があるため、新たに付け加えました。

37ページ「8. 教職員のサービスについて」をご覧ください。

「最重要課題」では、2つ目として、今般、「性犯罪、性暴力対策の強化の方針」等を踏まえ、わいせつな行為の防止をより一層徹底するために、令和3年1月に「児童・生徒に対す

るわいせつ行為の禁止の徹底について」と「児童・生徒とのSNS等による私的なやり取りの禁止について」、大阪府教育委員会からの通知を受け、教育長から通達したことより、付け加えました。

「取組事項」の（４）ですが、教職員のSNSに関しての不祥事の報告が増加しているということから追記しました。

（16）では、教職員の評価育成システムの有効活用について示した。教職員一人ひとりの経験や能力に合った適切な目標設定の上に、職務遂行状況の的確な把握・記録をし、日々指導助言をしたり、授業アンケート結果や授業観察等客観性を確保した評価を行う必要があるため、新たに付け加えました。

40ページをご覧ください。

「9. 学校の業務改善について」として付け加えております。

「基本的な方向性」及び「最重要課題」では、平成31年3月18日に文部科学省より「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」が通知されました。本市においても、時間外勤務時間80時間を超えている教職員は、約100名を超えている実態があります。教育委員会は、学校に対し、時間外在校等時間を1月において45時間、1年において360時間の範囲内とするため、教職員の業務量の適切な管理を行うことを示しています。そのため、各校においても、教職員の健康及び福祉の確保を図るための取組を推進することを徹底させることを示しました。このことにより、各校の働き方改革をよる推進する必要があることから、新たな項目として追加しました。

42ページをご覧ください。

「10. 教職員研修について」最重要課題の3つ目について、市内での好事例や校内研修資料を有効活用し、児童・生徒の資質・能力の育成に向けてICTを効果的に活用した授業づくりを学校組織として推進していく必要があることから追記しました。

最重要課題の4つ目については、教職員は、高い人権意識をもって子どもの指導・支援にあたる必要があると共に、差別を見抜き、差別をなくす指導ができる必要があります。そのためにも、研修等のあらゆる機会をとらえて教職員が自らの人権感覚、人権意識を高め、人権課題に関する理解を深める必要があることから、今回、最重要課題へ入れることとしました。

46ページをご覧ください。

「11. 支援教育について」でございます。

「最重要課題」の2つ目について、支援教育のすべての取組において、合理的配慮の観点から、ICT機器を活用することも有効であることから、付け加えました。

続いて、47ページ「取組事項」として、「支援学級の教育課程の充実」でございます。

（9）これまでは支援学級における特別な教育課程については、自立活動等、指導方法の工夫や改善に努めることとしていました。今後は、必ず自立活動を編成するとともに、さらに、個別最適化の観点から、個に応じた教育課程の編成の必要性があるため、付け加えました。

48ページでは、「医療的ケア」でございます。

（20）新型コロナウイルス感染症拡大防止対策が必要であるため、付け加えました。

50ページをご覧ください。

「12. 幼稚園教育について」、「就学前教育の推進」の（2）として、令和2年度に3年保

育に対応したカリキュラムの作成が完了したことから、令和3年度については実践に基づき、その評価を行うことが必要となるため、記載しています。

「13. 学校園・家庭・地域の連携について」52ページの最重要課題の1つ目として、「開かれた学校」から、「地域とともにある学校」に代わっていく中で、「社会に開かれた教育課程」を実現するため、学校園のガバナンスや情報発信ということに重きを置くため、昨年度の〈取組事項〉から項目を移行しています。

最重要課題の2つ目としましては、情報発信の手段として今年度から取り組んでいるブログについて、追記しました。

「取組事項」の「家庭・地域との連携」です。

53ページをご覧ください。

(9) 小学校が全校コミュニティ・スクールとなり、地域とともにある学校づくりをより推進していくため、新しく書き加えました。

(12) 学校園のガバナンスの確立と開かれた学校運営の観点から追記しています。

54ページ「14. 安全について」、「最重要課題」及び「取組事項」の「危機管理体制の確立」の(8)において、大阪府からの指導・助言に倣い、より具体的に災害に備えた留意点について書き加えました。

58ページをご覧ください。

「15. 生徒指導について」、「最重要課題」の1つ目について、昨年度は、不登校の未然防止に対して、専門家や関係機関との連携を掲げていましたが、不登校だけでなく、いじめ、暴力行為等についても専門家や関係機関との連携をしているため、変更しました。

3つ目については、日頃から児童・生徒の状況を把握するために、子どもが様々な形で発する気持ちやSOSを教員が受け止めた上で集団づくりに努める必要性があることから、文言を付け加えました。また、「子どもを守る条例」を踏まえた取組の推進が必要であることから、追記しています。

59ページ「組織的な取組の推進」をご覧ください。

(5) では、組織的に対応をする際には、めざす方向性を全体で共有するための方針が必要なため、文言を付け加えました。

60ページ「いじめの防止と早期発見」の(17)において、新型コロナウイルス感染症に係る観点も必要なため、文言を付け加えました。

(19) では、パソコンやスマホ等が子どもたちの身近なものであり、SNS等、子どもたちに身近にあるインターネット上でのトラブルも生起しているため、文言を追記しています。

61ページをご覧ください。

「不登校児童・生徒への支援」の(22) (23) では、不登校児童・生徒への支援において、タブレット端末等も含め、ICTを活用した学習活動など多様な支援を進める必要があるため、付け加えました。

(25) (26) については、令和2年8月に策定したため、付け加えています。

「家庭・関係機関との連携」の(30)においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、家庭とつながる方法について書き替えました。

65ページをご覧ください。

基本方策8の「16. 教育環境の活用について」でございます。

教育環境のハード面の充実を図ることで、子どもたちの学びの充実を図ることを記載しております。

67ページをご覧ください。

基本方策9の「17. 学校図書館機能の充実について」、これまでは学習指導の一環として示されてきた読書活動でございますが、読書活動が学校内の学びにとどまらず、長く生涯にわたり子どもたちの資質能力の向上に寄与するものであることから、学校図書館との連携をより図っていくことを新項目として設定いたしました。

69ページをご覧ください。

基本方策10の「18. 社会教育と学校教育の連携について」、学びの場が学校にとどまらず、地域社会へと広がるものであるという学習指導要領の趣旨を踏まえ、新項目として設定いたしました。

70ページをご覧ください。

「19. 児童の放課後対策について」、留守家庭児童会室をはじめとする放課後事業と連携することは、より児童にとって安心できる環境につながることから、学校とのより確かな連携を目指し、新項目として設定いたしました。

以上、「令和3年度学校園の管理運営に関する指針」についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○奈良教育長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷元委員。

○谷元委員 3点質問したいと思います。

まず、基本方策1の「2. 学習指導について」質問します。

14ページの情報活用能力の育成には、6点が示されています。

国の「GIGAスクール構想の実現」に向けて配備した一人一台のタブレット端末を活用した授業が、令和3年度は年度当初から実施されます。全ての教員がタブレット端末を効果的に活用した授業を実施し、授業改善や業務改善、家庭学習等に取り組まれることと思います。その実施手法については、これからさらに研究を深めなければなりません。枚方市として、どのような内容で何校ぐらいを研究指定校、あるいは研究推進校として予定されるおつもりなのか、教えてください。また、実践発表や検証方法についても現時点で考えておられることを教えていただければと思います。

○奈良教育長 嶋田教育指導課長。

○嶋田教育指導課長 ICTに関する指定校等については、枚方版ICT教育モデルに示した内容の実現に向けたタブレット端末の効果的な活用について進めるため、全部で5校を予定しています。実践発表については年度末に予定をしているとともに、日々の実践や子どもたちの変容の蓄積やアンケート等による効果検証を予定しています。

○奈良教育長 谷元委員。

○谷元委員 2点目ですが、基本方策3の「10. 教職員研修について」、44ページの「校内研

究・校内研修」についてですが、(10)に「校内研究・研修を実施する際は、先進校や研究指定校の研究成果を活かし、指導力の向上を目的の一つとすること。さらに、指導教諭及び授業の達人・授業マイスターを活用し、教員に対する授業改善等の指導に努めること。」とあります。それぞれの人数と具体的な活用方法についてお聞かせください。

○奈良教育長 鈴木教育研修課長。

○鈴木教育研修課長 現在、小中学校には、指導教諭が11名、授業の達人が1名、授業マイスターが7名おります。これまでも、先生方には、各校の校内研修や教育委員会主催の教職員研修において、指導講師や示範授業の授業者を務めていただいています。

また、令和元年度末に授業マイスターの認定を受けた7名の先生方には、今年度iPadを効果的に活用した授業動画を1時間ずつ撮影いただきました。既に3年目小中学校教諭研修において、その動画を活用した研修も実施しており、来年度以降も枚方市の財産として活用の幅を広げていく予定です。この授業動画については、市内の教職員全員がiPadで見ることができるシステムを現在構築中です。

令和3年度教職員研修においても、指導教諭や授業マイスターを研修講師として招聘する計画を立てており、多方面で両者の活用を図っていきたいと考えています。

○奈良教育長 谷元委員。

○谷元委員 大変充実した研修や活用だと思います。また今後の研修についても多方面での活躍をよろしくお願ひしたいと思います。

3点目の質問ですが、基本方策4「11.支援教育について」、48ページの「医療的ケア」について質問します。

(19)の医療的ケアについての一般的な知識や医療的ケアが必要な子どもへの理解、緊急時の対応等について、どのような研修を実施しているのか、教えてください。

○奈良教育長 枚敷教育支援推進室課長。

○枚敷教育支援推進室課長 医療的ケアにつきましては、各学校において一般的な知識を共有するとともに、緊急時の対応については医療的ケア児の状況は各々異なるため、当該児童・生徒ごとに対応マニュアルを作成し、学校ごとに校内研修を実施しております。

また、学校看護師につきましては、教育委員会にて、講師を招いて医療的ケアに関する研修や、大阪府教育庁における学校看護師のための医療講習会へ参加を行うなど、実技等の研修を行っております。

○奈良教育長 他に質疑はありませんか。

神田委員。

○神田委員 15ページの基本方策1、「2.学習指導」の取組事項の「外国語（英語）教育」の(29)について質問します。

「学級担任が主体的に実施する授業や、学級担任とJTE（英語教育指導助手）の効果的なチーム・ティーチングによる実践、英語専科教員による授業をすすめること。」とあります。来年度の本指針から英語専科教員による授業を進めることが明記されましたが、来年度、枚方市独自の加配教員、国・府による加配教員がそれぞれ何名配置され、何校で英語専科教員だけの授業が実施されますか。

○奈良教育長 嶋田教育指導課長。

○嶋田教育指導課長 質の高い英語教育を実施するため、英語専科教員の配置をしております。市独自の加配は平成30年度より配置し、府の加配は平成31年度から配置となっています。本年度は、英語専科教員を14名、17小学校に配置をしており、内訳は、市独自の加配は4名、4小学校、国・府の加配を活用した加配は10名、13小学校です。令和3年度につきましても、英語専科教員の配置は引き続き行う予定で、配置学校においては、専科教員による授業を実施いたします。

○奈良教育長 神田委員。

○神田委員 そのことについて意見を述べたいと思います。

この英語専科教員については、文部科学省が4年ほど前に、働き方改革と関連して、4,000人の専科教員を予算化するという説明がありました。4年間で毎年1,000人程度と。ただ予算の関係で少し遅れている関係もあるのですが、この国・府の加配教員がそれに該当すると認識しております。本来、これは専科指導教員ですので、教科担任制で実施するということが本来の趣旨だと思っています。来年度、専科教員が単独で授業を進めるという本来の趣旨に基づいて配置されるということですので、枚方市でも外国語教育をそういう形で進めていただけるよう、お願いいたします。

○奈良教育長 他に質疑はありませんか。

近藤委員。

○近藤委員 意見として述べさせていただきます。

教育委員会内での報告会、あるいは政策会議でのいろいろなやりとりの中で、この管理運営指針、基本方策10点というところ、非常にわかりやすく、今必要と考えられる項目の加筆等、本当にありがとうございます。今年度におきましてのこの指針の現場での実践の推移・検証を重ねてよろしくお願いいたします。

○奈良教育長 他に質疑はありませんか。

谷元委員。

○谷元委員 私も意見を述べたいと思います。

令和3年度のこの指針は、学習指導要領や大阪府教育委員会の指導助言事項を踏まえた内容であり、確かな学力と自立を育む教育の充実をはじめ、枚方市教育振興基本計画が示した10の基本方策を具現化するため、基本的な方向性を示したものであると考えます。

また、最重要課題を具体的に示し、令和の時代の新たな学びとして配備された1人1台のタブレット端末を効果的に活用し、個別最適な学びや協働的な学び、子どもたちが新たな価値につなげていく力の育成など、予測困難な時代にも対応できるよう、枚方市立学校園の教育活動について、わかりやすく示されていると思います。

各学校が組織としての在り方や学習指導・業務改善を進め、特色ある学校運営を具体的な取組として進めていけるよう、教育委員会が指導・支援し、教育委員会と学校が一体となって教育活動の質の向上に努めていただくようお願いしておきます。

○奈良教育長 他に質疑はありませんか。

神田委員。

○神田委員 私も、この管理運営に関する指針について意見を述べたいと思います。

本指針は、学習指導要領を踏まえ、枚方市教育大綱の枚方市の教育理念と4つの重点方針、

枚方市教育振興基本計画の10の基本方策と5つの重点的に進める取組を示し、枚方市の教育の方針がより明確になりました。

この基本方策1から10の中で、それぞれ非常に重要な項目ですが、学校教育の観点から考えますと、基本方策の1の1の学校園運営体制いわゆる学校園のガバナンス、2の学習指導、それから基本方策7の15.生徒指導、ここのところが大きな両輪となって、教育活動を進め、いい方向に持っていくことができると思います。

確かな学力の充実のための授業改善、1人1台のタブレット端末を活用したICT教育、外国語・英語教育などについて、よく練られた最重要課題や取組事項と思います。

生徒指導では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家や福祉機関を含めた関係機関との連携を図るなど、チームによる支援体制をさらに整えられたこともよい取組です。

学習指導要領では、これからの時代に求められる教育を実現していくために、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を、学校・家庭・地域の関係者が幅広く共有し、「社会に開かれた教育課程」の実現をめざしていくこととされています。

本指針も学校園・家庭・地域の関係者が幅広く共有されて、子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばす枚方の教育に活かされますよう、よろしくお願いします。

○奈良教育長 他に質疑はありませんか。

これをもって質疑を終結します。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

○奈良教育長 続きまして、日程10、議案第45号「枚方版ICT教育モデルについて」を議題とします。

説明を求めます。

狩野学校教育部長。

○狩野学校教育部長 ただ今、上程いただきました、議案第45号「枚方版ICT教育モデルについて」の提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の21ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第1号の規定により教育委員会の議決をお願いするものでございます。

まず、本教育モデル作成の目的についてご説明いたします。

枚方市立小中学校児童・生徒への一人一台のタブレット配付が2月上旬に完了しました。今後、学習指導要領に基づき、これからの時代を生きる子どもたちに求められる資質・能力をバランスよく育成するためには、ICT機器を効果的に活用し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が求められてまいります。

そのため、令和2年6月策定の「枚方市学校教育におけるICT活用の方針」に基づき、本市がこれからめざしていくICTを活用した教育の全体像やカリキュラム等を「枚方版ICT教育モデル」として示し、児童・生徒の確かな学びを実現させていくものでございます。

内容につきましては、別冊の「枚方版ICT教育モデル」（案）にてご説明申し上げます。本件については、令和2年2月12日に開催されました第2回教育委員会協議会におきましてもご説明させていただいたことから、本日は、主なポイントについてご説明いたします。

案の「目次」をご覧ください。

本モデルは、「1. はじめに」から「6. 実践例」までの6つの章で構成しています。

7ページをご覧ください。

ここでは、学習指導要領が示すこれからの子どもたちに必要な資質・能力を育成していくために、ICTを効果的に活用しながら、「C」からはじまる5つの視点を大切に、本市の教育を進めていくことについて示しています。

8ページをご覧ください。

ここでは、本市のLTEタブレット端末の特長である「いつでも」「どこでも」オンラインにアクセスできる環境を最大限に活用し、授業と家庭学習のシームレスな学びをめざすことについて、3つの具体例を挙げて示しています。

10ページをご覧ください。

ここからは、一人一台タブレット配備を受けて、学校がどのように変わるのかについて、まとめています。

「授業改善・家庭学習」の項では、「Hirakata授業スタンダード」で示す授業の流れをこれからも大切にしながら、一人一台タブレット端末の活用によるポイントを「深化」という形で右側に示しました。

13ページをご覧ください。

「子ども支援・家庭連携」の項では、配慮を要するさまざまな児童・生徒への個別最適な支援の実現と学校からの保護者や地域への情報発信の充実が可能となることについてまとめています。

14ページをご覧ください。

「働き方改革・業務改善」の項では、教職員がICTを効果的に活用することで、先生が児童・生徒と関わる時間や教材研究・授業準備の時間を生み出せることについてまとめています。

15ページをご覧ください。

ここでは、各教科等の学習の中で情報活用能力を系統的に育成していくために、児童・生徒のCan-Doリストを示しています。

18ページをご覧ください。

ここからのページは、市内全小中学校教員が進めている「ICT機器を効果的に活用した授業改善・家庭学習改善」の実践を共有できるシステム「H I - P E R」について紹介し、そのH I - P E Rの中から、一斉学習での活用、個別学習での活用、協働学習での活用と授業のスタイル別に実践事例を紹介しています。

なお、本モデルは、今年度中に小中学校全教職員に電子媒体で配付するとともに、市ホームページや教育委員会ブログ等を通じて、広く市民にも周知を図る予定でございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、議案第45号「枚方版ICT教育モデルについて」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○奈良教育長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

神田委員。

○神田委員 10ページの「4. 学校が変わる！」の「(1) 授業改善・家庭学習」について質問します。

「『Hirakata授業スタンダード』に基づき、授業改善と家庭学習の定着に向けた取組を進めています。これまで同様、授業の中で力をつけることが大切で、ICTを活用することで、学びをさらに深化させることが可能です。また、家庭学習を充実させることで、授業の内容が今以上に深めることができます。」とあります。どのような授業を行えば、学びをさらに深化させることができるのですか。特に「深化させる」という観点で説明をお願いします。

○奈良教育長 嶋田教育指導課長。

○嶋田教育指導課長 「Hirakata授業スタンダード」で示している授業の流れは、今後も大切なものであることに変わりありません。その上で、タブレット端末を活用することで、学習課題や課題に対するクラス全員の考えを瞬時に共有できることから、「自分の考えを確かめたり、新しい考えを見出す」ための「学び合う」時間をこれまで以上に確保していくことが可能となります。また、共同編集機能を活用することで、複数の意見や考えを効率的に整理することも可能となります。タブレット端末を単に「使う」のではなく、このようなタブレット端末の利点を最大限に活用し、課題解決に向けた交流や議論の質を高めていくことで、学びをさらに深化させることができると考えております。

○奈良教育長 神田委員。

○神田委員 このタブレット端末を最大限利用していただいて、主体的・対話的で深い学びにつながる指導をよろしくお願いします。

2点目は、「家庭学習を充実させることで、授業の内容が今以上に深めることができます。」とあります。どのように家庭学習を充実させれば、授業の内容を今まで以上に深めることができるのか、説明をお願いします。

○奈良教育長 嶋田教育指導課長。

○嶋田教育指導課長 家庭学習の充実につきましては、タブレットドリルを活用し、自分の課題や興味に合わせて、自分のペースで学習を進めていくことで基礎的な知識・技能の定着を図っていくとともに、次の授業で中心となる学習課題について、自分の考えを端末上で整理しておいたり、疑問に思うことをインターネットであらかじめ調べておくことで、授業での交流や議論が活発になり、授業内容が今まで以上に深まると考えます。

○奈良教育長 他に質疑はありませんか。

谷元委員。

○谷元委員 私からは、これまで教育委員会協議会等でも質問や意見を述べてきました。今日は意見だけ述べたいと思います。

この枚方版ICT教育モデルは、昨年11月頃から作成に着手され、4か月ほどで出来上

がったものとしては大変わかりやすく、指導する教員や学習に取り組む子どもたち、保護者や市民のみならずにも十分ご理解いただける内容であると思います。

令和3年1月26日、中央教育審議会は、「令和の日本型学校教育」の構築を目指して、すべての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現を答申しました。

答申では、「個別最適な学び」について、子ども一人ひとりの特性や学習進度、学習到達度に応じ、指導方法、教材や学習時間等の柔軟な提供・決定を行うことなどの、「指導の個別化」が必要であること。教師が子ども一人ひとりに応じた学習活動や学習機会を提供することで、子ども自身が学習が最適となるよう調整する「学習の個性化」も必要であると書かれていました。

この2つの「指導の個別化」と「学習の個性化」の視点から整理した概念が「個に応じた指導」であり、学習者視点から整理した概念が「個別最適な学び」であると言われます。

これからの学校は、子どもが「個別最適な学び」を進められるよう、教師が専門職としての知見を活用し、子どもが自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう促していくことが求められる。としています。

次に、「協働的な学び」については、集団の中で個が埋没してしまうことがないように、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげ、子ども一人ひとりの良い点や可能性を活かすことで、異なる考え方が組み合わせたり、より良い学びを生み出していくようにすることが大切であるとしています。

この「個別最適な学び」と「協働的な学び」は、どちらも学習者視点からの学びであり、この2つの学びを実現するため、これからの学校教育に必要な不可欠なツールとして1人1台のタブレット端末の配備が求められたということです。

また、これまでの教育実践とICTとを最適に組み合わせることで、学校教育における様々な課題を解決し、教育の質の向上につなげていくことが必要であるとしています。

枚方版ICT教育モデルは、この2つの学びを具現化するために作成されたものであり、枚方市の教育理念である「夢と志を持ち、可能性に挑戦する“枚方の子ども”の育成」を目指し、さらに教育改革を進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

○奈良教育長 他に質疑はありませんか。

神田委員。

○神田委員 私も意見を述べさせていただきます。

枚方版ICT教育モデルについては、教育委員会協議会等での教育委員の意見、また、教育子育て委員協議会で議員の皆様の意見もお聴きし、よい内容になりました。

枚方版ICT教育モデルに記載されていますように、1人1台のタブレットを活用することにより、学校が変わることが期待されています。

各学校では、本モデルを参考にして、Hirakata授業スタンダードに基づく一斉指導、個別学習、協働学習での実践を積み、教科の学びを深めてもらいたいと思います。

また、ICTを活用することにより、家庭学習も充実させることができます。

そのためにも、教職員の方々の情報活用能力を高めていただきますようお願いいたします。

本モデルは、「ICTの活用による新しい学校教育の確立」のため、枚方市教育委員会の方

針や活用方法、情報活用能力を系統的に示したモデル・カリキュラムなどについて示したもので、ICT教育の総論ともいえます。

文部科学省の「1人1台端末・高速通信環境」を活かした学びの変容イメージでは、ステップ1から3まで示されています。

ステップ1は、すぐにでも、どの教科でも、誰でも、活かせる1人1台端末。

ステップ2は、教科の学びを深める。教科の学びの本質にせまる。

ステップ3は、教科の学びをつなぐ。社会課題等の解決や一人一人の夢の実現に活かす。とあります。

昨年9月頃から、各学年に順次導入される中で、各学校は、現在、ステップ1に取り組んでいるところです。

先ほど説明にありまたように、ICTを活用することで、学びをさらに深化させることが本モデルの目標でもあります。変容イメージのステップ2の「教科の学びを深める。教科の学びの本質にせまる。」と同様です。

来年度から、教育実践を積み重ねて、各学校の優れた実践をステップ1の実践編、ステップ2の実践編と、各論としての枚方版ICT教育実践編モデルとしてまとめていただきたいと思えます。

昨年11月からの短期間で、本市のICT教育の方向性をモデルとして示していただいたことは、大きな一歩といえます。

本モデルを各学校の教職員と共有し、ステップ1、ステップ2と進め、枚方市の子どもたちの情報活用能力が高まりますよう、よろしく申し上げます。

○奈良教育長 他に質疑はありませんか。

これをもって質疑を終結します。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程11、議案第46号「枚方市交通災害遺児奨学金条例施行規則等の一部改正について」を議題とします。

説明を求めます。

狩野学校教育部長。

○狩野学校教育部長 ただ今、上程いただきました、議案第46号、「枚方市交通災害遺児奨学金条例施行規則等の一部改正」につきまして、ご説明いたします。

議案書の22ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第12号の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、全庁的に行政手続きにおける押印の見直しを行うことに伴い、「枚方市交

通災害遺児奨学金条例施行規則」、「枚方市奨学金条例施行規則」及び「枚方市立学校園の学校園医、学校園歯科医及び学校園薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則」の各様式から押印欄を削除するとともに、様式及び文言の整備を行うものでございます。

改正内容につきましては、24ページの新旧対照表をご覧ください。

まず、「枚方市交通災害遺児奨学金条例施行規則」につきましては、第3条第1号中の「様式第1号」を「別記様式」に改め、第4条中の「様式第2号」及び第8条中の「様式第3号」を削るものでございます。また、26ページの様式の○（マル）で囲んでいる「あて先」のかな表記を漢字表記に改め、押印欄を削除するものでございます。

次に、「枚方市奨学金条例施行規則」につきましては、27ページの様式の○（マル）で囲んでいる押印欄を削除するものでございます。

次に、「枚方市立学校園の学校園医、学校園歯科医及び学校園薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則」につきましては、25ページの新旧対照表をご覧ください。

第3条を削り、これに伴い「様式第2号」を削り、「様式第1号」を「別記様式」に改めるものでございます。また、28ページの様式の○（マル）で囲んでいる「あて先」のかな表記を漢字表記に改め、押印欄を削除するものでございます。

恐れ入りますが、23ページにお戻りください。

ページ下段の附則でございますが、本規則は、公布の日から施行するものでございます。また、改正前のそれぞれの規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後のそれぞれの規則の様式により作成した用紙として使用することができるものとしております。

以上、簡単ではございますが、議案第46号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○奈良教育長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○奈良教育長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程12、議案第47号「枚方市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について」を議題とします。

説明を求めます。

狩野学校教育部長。

○狩野学校教育部長 ただ今、上程いただきました、議案第47号「枚方市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について」の提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の30ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第12号の規定により教育委員会の議決をお願いするものでございます。

今回の規則改正の趣旨でございますが、学習指導要領全面实施による授業時数の確保と、児童生徒のゆとりある時間の捻出のため、「枚方市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」の一部を改正し、学校における長期休業期間とそれに伴う学期間の変更を行い、児童・生徒の学びの保障を図るものでございます。

それでは、内容につきまして参考資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。

議案書32ページをご覧ください。

第2条第1項第1号イ中「8月25日」を「8月24日」に改め、同号ロ中「8月26日」を「8月25日」に改め、同項第2号イ中「8月25日」を「8月24日」に改め、同号ロ中「12月24日」を「12月25日」に改めるものです。

恐れ入りますが、31ページをご覧ください。

附則でございますが、本規則は、令和3年4月1日から施行するものとしております。

以上、簡単ではございますが、議案第47号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○奈良教育長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷元委員。

○谷元委員 32ページの参考資料には、(2)休業日の二に学校創立記念日があります。今年度新型コロナウイルス感染症の拡大により学校が休業を余儀なくされ、その後授業時数の確保のため、学校創立記念日を授業日にした学校があったと聞きました。小学校、中学校それぞれ何校が授業日として授業を実施したのか、また昨年度授業日にした学校数もそれぞれ教えてください。

○奈良教育長 嶋田教育指導課長。

○嶋田教育指導課長 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症による授業時数確保のため、小学校で10校が、中学校で4校が創立記念日を授業日としています。なお、小学校6校、中学校3校は臨時休業中に創立記念日が設定されていました。

また、令和元年度は、小学校1校、中学校2校が創立記念日を授業日としています。

○奈良教育長 他に質疑はありませんか。

神田委員。

○神田委員 令和3年度の中学3年、小学6年の年間授業日数及び授業時数は、それぞれ何日、何時間になりますか。

○奈良教育長 嶋田教育指導課長。

○嶋田教育指導課長 今回の規則改正で2日間授業日が増加すると、事務局の試算では、小学6年生は201日1,136時間、中学3年生は194日1,098時間となります。

○奈良教育長 神田委員。

○神田委員 学習指導要領に示されている特別活動の学校行事の内容として、儀式的行事、文化的行事、健康安全・体育的行事、旅行・集団宿泊的行事、勤労生産・奉仕的行事の5つの学校

行事があります。

枚方市の中学3年、小学6年の学校行事には、およそ何時間使われていますか。

○奈良教育長 嶋田教育指導課長。

○嶋田教育指導課長 今年度昨年度はコロナ禍でイレギュラーであったため、それ以前の平成30年度のデータでお示しすると、小学6年生の学校行事の平均は36時間、中学3年生の学校行事の平均は23時間行われていました。学級活動を除く特別活動では、小学6年生は62時間、中学3年生は32時間となっております。

○奈良教育長 神田委員。

○神田委員 令和3年度、中学3年、小学6年の年間授業時数から教科などの標準授業時数と学校行事の時数を減じると何時間になりますか。

○奈良教育長 嶋田教育指導課長。

○嶋田教育指導課長 事務局の試算では、年間授業時数から学校行事の時数を減じると小学6年生は1,071時間、中学3年生は1,065時間となります。また、小学校で児童会活動、クラブ活動を、中学校で生徒会活動をさらに減じると、小学6年生は1,051時間、中学3年生は1,057時間となり、学校裁量の時間は、小学6年生は36時間、中学3年生は42時間となります。

○奈良教育長 他に質疑はありませんか。

谷元委員。

○谷元委員 意見として述べたいと思います。

今回の管理運営に関する規則の一部改正は、授業時間数を確保するため、夏季休業日と冬季休業日を変更し、授業日数を変更することで授業時数の確保を図るものであると理解しています。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、学校が長期間休業となり、授業時数の確保が大きな課題となりました。

また、今年度から中学校も学習指導要領が完全実施となり、子どもたちの学びの保障を確保しつつ、子どもと向き合う時間の確保にも努めてもらいたいと考えます。

学校創立記念日については、休業日にしない市もあるようです。今年度は授業時数を確保するため創立記念日を授業日にした学校も14校あったようです。創立記念日の意義について学校でしっかりと指導することが大切であると考えます。

各学校には、教育課程の基準となる学習指導要領が、社会に開かれた教育課程を実現するという理念のもと、学習指導要領に基づいた教育課程を編成し、各学校で作成している年間指導計画、各教科の単元計画や学習指導案を着実に実施し、確かな学力と豊かな心を育てていただくよう、よろしく願いいたします。

○奈良教育長 他に質疑はありませんか。

神田委員。

○神田委員 枚方市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について意見を述べたいと思います。

先ほど、説明がありましたように、年間の総授業時数から、教科等の標準授業時数と学校行事の時数を減じた時間数は、いわゆる学校裁量の時間となりますが、その時間数は、中学3年で42時間、小学6年で36時間となります。規則改正前ですと、それぞれ30時間、24時間となり

ます。

学習指導要領の総則の解説には、「学習指導要領に基づき教育課程を適切に実施し指導するために必要な時間を実質的に確保するという視点が重要であるということ」とあります。

新たにプログラミング教育などICT教育が行われること、今までも標準授業時数を上回って指導していること、また、インフルエンザ等による臨時休業等を考慮しますと、学校裁量の時間を確保し、夏季休業日および冬季休業日をそれぞれ1日少なくすることは、必要なことと思います。

学校創立記念日についてですが、休業日となっています。

創立記念日の趣旨を考ますと、1年に1度、その意義について学ぶことは、自分の学校の歴史を知り、誇りと自覚を育む大切な日であるともいえます。

来年度の学校の実施状況を把握し、創立記念日について検討願えればと思います。

○奈良教育長 他に質疑はありませんか。

これをもって質疑を終結します。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程13、議案第48号「枚方市学校運営協議会規則の一部改正について」を議題とします。

説明を求めます。

狩野学校教育部長。

○狩野学校教育部長 ただ今、上程いただきました、議案第48号「枚方市学校運営協議会規則の一部改正について」の提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の33ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第12号の規定により教育委員会の議決をお願いするものでございます。

今回の規則改正の趣旨でございますが、令和2年4月1日付での地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、枚方市学校運営協議会規則においても関連する事項の改正の必要が生じたことから、本規則を改正するものでございます。

それでは、内容につきまして参考資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。

議案書35ページをご覧ください。

第1条中「第47条の6第1項」を「第47条の5第1項」に改め、第2条中「第47条の6第4項」を「第47条の5第4項」に改め、第3条中「第47条の6第7項」を「第47条の5第7項」にそれぞれ改めるものです。

恐れ入りますが、34ページをご覧ください。

附則でございますが、本規則は、公布の日から施行するものとしております。

以上、簡単ではございますが、議案第48号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○奈良教育長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

以上、本定例会に付議された案件はすべて議了しました。

これをもって、令和3年第3回枚方市教育委員会定例会を閉会いたします。

署名欄

奈良 渉

橋野 陽子
